

# 資料1

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画 令和2年度取組結果 事業評価シート

### 凡例

「評価」区分		達成率の目安
◎	計画以上に取り組めた。	100%以上
○	計画通りに取り組めた。	70%～99%
△	計画していたがすべては取り組めなかった。	70%未満
×	取り組めなかった。	-

### 評価結果

評価	事業数
◎	0
○	26
△	15
×	0
合計	41

※△には、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおり実施できなかった事業を含みます。

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

### 理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
(1) 健康の保持・増進	① 健康診査	生涯にわたって健康を維持できるように定期的な健康診査の受診を促進します。また、心臓病・脳卒中などの生活習慣病の早期発見や重症化予防、健康増進のために、集団検診、個別検診、がん検診を行います。	・特定健診(個別・集団)、がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん)、骨密度検査を実施します。 ・健康診査・検診の日程などを随時見直し、受診率向上を図ります。 ・健康診査の結果に基づいて保健指導を行い、早期に受診へつなぎます。	・特定健診は、40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者 ・がん検診は40歳以上(子宮頸がんは20歳以上・乳がんは40歳以上)の住民 ・婦人がん(乳・子宮頸)検診は2年に1回の受診 ・前立腺がんは、50歳以上の男性、骨密度測定は、40歳から5歳きざみで70歳までが対象となっている。	健康・こども課(健康づくり係)	・特定健診については、受診率向上事業を活用し、目標達成を目指します。 ・肺がん検診の受診率向上のため、個別はがきによる勧奨を実施する。65歳以上は結核健診も兼ねているため、年齢に応じた勧奨を行います。 骨密度測定のはがき勧奨も継続して実施します。  令和2年度目標(受診人数:受診率) ・特定健診 (923人:38.0%) ・胃がん検診・胃透視 (93人:2.0%) ・胃がん検診・内視鏡検査 (464人:10.0%) ・肺がん検診 (556人:12.0%) ・大腸がん検診 (464人:10.0%) ・乳がん検診 (666人:23.0%) ・子宮頸がん検診 (533人:16.0%) ・前立腺がん検診 (209人:13.0%) ・骨密度測定 (181人:14.0%)	・令和2年度の(健)診受診者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが生じたことにより、例年と比べて減少しており、以下の9項目の検(健)診のうち、骨密度測定を除く8項目で受診率が目標を下回っています。  令和2年度実績(受診人数:受診率) ・特定健診 (698人:31.0%) ・胃がん検診・胃透視 (44人:0.9%) ・胃がん検診・内視鏡検査 (313人:6.7%) ・肺がん検診 (397人:8.6%) ・大腸がん検診 (319人:6.9%) ・乳がん検診 (249人:18.9%) ・子宮頸がん検診 (230人:12.8%) ・前立腺がん検診 (150人:9.3%) ・骨密度測定 (192人:05.2%)	△	新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、当面の目標として、以前の水準に戻すことを目指す必要があります。
	② 健康相談	集団及び個別の健康相談を実施することで、住民一人ひとりに健康に関心を持ってもらい、健康づくりを支援します。健康診査の結果に基づいて個別の説明や相談に応じ、保健師や管理栄養士などによる保健指導を行います。また、健康教室などでも健康相談を行います。	・保健師などによる集団及び個別の健康相談、保健指導を実施します。 ・からだ、ゲンキ！教室やみんなで元気になろうや！講座などで健康相談を実施します。	健診の受診者、健康教室・介護予防教室等事業の参加者	健康・こども課(健康づくり係)	・結果説明会では自身の健康状態を理解できるよう指導を行い、生活改善ができるように支援を行います。また結果説明会以外にも文化祭や各教室時などで相談の機会を設ける。内臓脂肪症候群該当者、予備群の減少とともに生活習慣病治療中のコントロール不良にも積極的にアプローチし減少を目指します。 ※新型コロナウイルスの影響が継続することを考慮し、令和元年度実績を参考に、目標値を設定しています。  令和2年度健康相談実施目標 ・健康相談実施回数:48回 ・参加人員 :1,800人	・健康相談について、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言中に、町の事業等を中止した期間が生じたことから、実施回数・参加人員共に目標を下回っています。  令和2年度健康相談実績 ・健康相談実施回数:23回 ・参加人員 :483人	△	新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、当面の目標として、以前の水準に戻すことを目指す必要があります。
	③ 健康教育	高齢者が疾病予防の重要性を正しく理解し、自主的に健康づくりに取り組むようテーマを設けて、各種教室や講演会を開催します。	・疾病予防や健康づくりに対する意識づけや啓発のため、各種教室や講演会を実施します。 ・高齢者が自分に合った健康づくりに自主的に実践できるよう、生活習慣病を中心とした教室や講座を実施します。	30歳以上の住民(教室によって年齢制限有り)	健康・こども課(健康づくり係)	・より多くの人に参加してもらうために、広報やホームページを活用し周知活動を行います。 対象者のニーズを把握し、テーマや内容、実施時期の検討を行います。 また健診結果より特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象となった人へ担当保健師、管理栄養士より個別に勧奨を行います。 ※新型コロナウイルスの影響が継続することを考慮し、令和元年度実績を参考に、目標値を設定しています。  令和2年度健康教育実施目標 ・健康教育実施回数:77回 ・参加人員 :1,500人	・健康教育について、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言中に、町の事業等を中止した期間が生じたことから、想定を上回る影響が生じて、実施回数・参加人員共に目標を下回っています。  令和2年度健康教育実績 ・健康教育実施回数:31回 ・参加人員 :460人	△	新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、当面の目標として、以前の水準に戻すことを目指す必要があります。

第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所管課 (課)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業 評価	今後の課題
(1) 健康の保持・増進	④ 訪問指導	特定健診の未受診者や健康診査や健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い人を把握して訪問し、受診勧奨や生活習慣病予防、疾病の重症化予防のための指導を行います。	・特定健診の未受診者へ受診勧奨を行います。 ・特定健診結果の生活習慣病の発症リスクが高い人に対し、訪問指導を実施します。	・健診未受診者、健診結果の説明や指導が必要な人、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等	健康・こども課 (健康づくり係)	○訪問指導 令和2年度目標 ・訪問総数⇒830件	○訪問指導 令和2年度実績 ・訪問総数⇒44件(参考:令和元年度:714件) ※新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言中に、訪問を中止した期間が生じたことから、目標を大きく下回っています。	△	新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、当面の目標として、以前の水準に戻すことを目指す必要があります。
	⑤ 高齢者の予防接種	高齢者の感染予防、発病予防、重症化予防などを目的にインフルエンザ、肺炎球菌の予防接種の周知や啓発、予防接種の助成を行います。	・インフルエンザと肺炎球菌の予防接種の重要性について、周知及び啓発を行います。	・高齢者インフルエンザ予防接種 原則として65歳以上の(60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器に障がいのある人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人で医師が接種を必要と認めた人を含む。) ●高齢者肺炎球菌予防接種 その年度中に次の年齢に達する人(65・70・75・80・85・90・95・100歳)または60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人で医師が接種を必要と認めた人	健康・こども課 (健康づくり係)	○高齢者インフルエンザ予防接種 ・目標:接種率57% ・周知:令和2年10月 広報とホームページで周知  ○高齢者肺炎球菌予防接種 ・目標:接種率30% ・周知:令和2年3月 対象者へ個別にはがき送付 令和2年4月 広報とホームページで周知 令和3年1月 広報で周知	○高齢者インフルエンザ予防接種 ・実績:接種率 77.2% ※令和2年度、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、高齢者のインフルエンザワクチン接種の個人負担が無料となった影響により、接種率が大幅に向上しています。  ○高齢者肺炎球菌予防接種 ・実績:接種率30・6% ・周知:令和2年3月 対象者へ個別にはがき送付 令和2年4月 広報とホームページで周知 令和3年1月 広報で周知 ※新型コロナウイルス感染症の影響下においても、適切な周知を行ったことで、目標の接種率を達成できました。	○	・新型コロナウイルスに係るワクチン接種について、重症化が懸念される高齢者への接種を迅速に進める必要があります。

第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所属課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
② 介護予防の推進	① 介護予防把握事業	65歳以上の介護認定を有しない高齢者を行う高齢者生活アンケートなどから、閉じこもりや要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、訪問などを行うことで介護予防や必要な支援を行ってまいります。	・民生委員や住民から提供される情報をもとに訪問することで、高齢者の状況を把握し、必要な支援を行います。 ・高齢者生活アンケートの結果をもとに、閉じこもり・うつ・認知症などの項目に該当した要介護常態になるおそれのある高齢者を訪問することで、介護予防の勧奨を行います。 ・高齢者生活アンケートの未提出者についても訪問し、高齢者の状況を把握します。	65歳以上の要介護認定を受けていない人	福祉課(高齢者支援係)	・高齢者生活アンケートの結果をもとに、認知症をはじめとするリスクの高い高齢者を訪問することで、介護予防につながる支援を行い、高齢者の現状を把握します。 ・アンケート未回答者については、個別の訪問等を行い、支援の必要性等について把握に努めます。	・令和元年度のアンケート結果を元に、高リスク高齢者や未回答者への訪問を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響により、訪問は行えませんでした。	△	新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗に合わせ、リスクの高い高齢者に対するアプローチを継続する必要があります。
	② 介護予防普及啓発事業	高齢者が日常的な介護を必要とせず自立して暮らすためには、できるだけ早くから介護予防に取り組むことが重要です。そのため、高齢者が介護予防について関心を持ち、介護予防の基本的な知識などを学べるよう各種教室を企画・運営します。また、介護予防教室を拡大するとともに運営支援を行います。	・介護予防に関する知識を普及啓発するための教室や講座を実施します。 ・自治区公民館体操教室の実施地区の拡大、継続の支援や自主運営化を推進します。	●おおむね65歳以上の人	福祉課(高齢者支援係)	・いきいき昼食会 7回 ・認知症予防教室 1コース全3回×2コース  <介護予防教室実施支援予定回数> ・自治区公民館体操 新規(3自治区) 1コース各13回 継続(15自治区:各5回 3自治区:各7回 2自治区:各9回) ※トレーナーが派遣されない日は、自治区の自主的な実施を促します。	・いきいき昼食会 新型コロナウイルス感染症対策の為、中止しました。 ・認知症予防教室 1コース全3回 延べ33人(実11人) ・自治区公民館体操(新規0自治区・継続20自治区) 92回 延べ941人(実252人)  ・自治区公民館体操では、自主的な実施を促進するため、トレーナー派遣の回数を段階的に減らしている。トレーナーが来なくても自主的に実施ができるようパンフレットやDVDを用いて実施するよう声かけを継続しました。 ・新型コロナウイルスの影響で、集まって体操ができない期間には、自宅で出来るトレーニングなどを案内しました。 ・新型コロナウイルスの影響により、一部事業を中止したため、目標回数を達成できないところがありました。	△	新型コロナウイルスのワクチン接種の状況を確認しながら、実施できる事業については、適切な時期に再開する必要があります。
	③ 地域支援事業	介護予防を地域で取り組めるよう人材の育成を行うとともに、住民全体の活動が継続できるよう運営支援を行います。	・自治区公民館体操教室の自主運営化を推進するため、体操サポーターの育成を行います。 ・地域交流サロン事業の実施地区の拡大及び活動支援を行い、全地区実施を目指します。	●自治区公民館体操教室で体操指導をボランティアでできる人 ●おおむね65歳以上の人	福祉課(高齢者支援係)	・体操サポーター養成講座を開催し、各自治区で自主的な運営が促進されるよう支援します。 初級コース:8回×1コース 修了生向けコース:5回(隔月)	・体操サポーター養成講座を開催しました。 初級コース(8回):参加者11人(延べ70人) 修了生向けコース(5回):参加者21人(延べ77人) ・実践者編は、体操サポーターが定期的に復習や知識の習得、相談等が行えるように、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言期間を避けながら開催しました。	○	感染症対策に注意しながら、地域における介護予防活動のリーダー育成を進めていく必要があります。

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
(2) 介護予防の推進	④ 一般介護予防事業評価	介護予防事業が効果的・効率的に実施されているかなどの評価を行い、事業を改善していきます。	・介護予防教室においてアンケートを実施し、各事業の内容評価・見直しを行います。 ・教室終了後に、参加者がどのように介護予防に取り組んでいるのかを把握し、介護予防教室を改善します。	一般介護予防事業参加者	福祉課(高齢者支援係)	・現状や課題の把握を行うため、各介護予防教室実施後にアンケート等を実施し、必要に応じて事業内容の見直しを行います。 ・アンケート結果をもとに、事業の点検を行います。また、新規参加者の動機付けにつなげるため、アンケート結果を積極的に公表します。	・実施した介護予防教室において、参加者に事後アンケートを取り、教室の満足度や理解度の把握を行い、事業の見直しにつなげました。 ◎参加者を対象としたアンケート評価を行った事業 ・福岡県介護予防市町村支援事業(リハビリ職派遣) ・体操サポーター養成講座 ・認知症予防教室  ・アンケート結果について、事業の開催延期や中止が多く、十分な準備期間の確保が困難だったため、公表を行うことができませんでした。	△	・事業周知のチラシなどにより、参加者のアンケート結果を公表することで、新規の参加者の動機付けにつなげられるよう取り組み必要があります。
	⑤ 地域リハビリテーション支援事業	介護予防の取り組みを強化するためにリハビリテーション専門職などと連携を図り、通所、訪問、地域ケア会議などの事業を展開します。	・リハビリテーション専門職などを活用し、介護予防の取り組みを強化します。 地域交流サロン事業実施地区を対象に管理栄養士・歯科衛生士などを派遣し、出前介護予防教室の内容の充実を図ります。 ・地域ケア会議などへ、リハビリテーション専門職などの参加を進めます。	高齢者	福祉課(高齢者支援係)	・福岡県介護予防市町村支援事業を利用し、自治区公民館体操(継続)(16地区)やサロン事業(5地区)へリハビリテーション専門職の派遣を行います。 ・地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の参加を継続し、地域包括支援センターとの連携を深めます。	・福岡県介護予防市町村支援事業を利用し、自治区公民館体操(継続)や地域交流型サロン事業へリハビリテーション専門職の派遣を行いました。 自治区公民館体操:18地区 地域交流サロン事業:6回 ・地域ケア会議(自立支援型)の助言者として、リハビリテーション専門職が参加しました。	○	
	⑥ 短期集中予防サービス	総合事業などの対象者に対し、運動器や口腔機能の向上、栄養や日常生活動作などの改善を図り在宅で自立した生活が継続できるよう保健・医療の専門職による3～6ヶ月の短期間で集中的に行われるサービスを提供します。	・支援が必要な対象者を把握し、サービスを提供していきます。	要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)対象者	福祉課(高齢者支援係)	・訪問や窓口相談時に、サービスによる支援が必要な人を把握し、運動機能の維持・改善に向けた支援を行います。 ・2事業所×2人を見込む。 ・各市町村の状況等を調査し、サービス内容の見直しに向けた検討を行います。	・訪問や窓口等で案内を行い、数件の問い合わせがありました。対象者に該当しないケース等で、サービスの利用に結びつきませんでした。(令和2年度中の利用者は0人) ・町内のケアマネジャーに対し、改めて事業の概要を説明し、サービスの周知を図るとともに、事業ニーズに関する意見聴取を行いました。事業の見直しには至りませんでした。	△	・利用ニーズを精査し、必要なサービス内容となるよう見直しを行う必要があります。

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題	
(一) 在宅生活サービスの推進	① 住民による地域支えあいの推進	高齢者の見守りや介護保険制度で対応できない生活支援のため、互助による地域の支えあいを推進していきます。 また、住民同士の支えあいを進めるため、社会福祉協議会と連携し住民全体の生活支援の構築及び実施主体への支援を行います。	・講演会・座談会・広報紙・出前講座などにより、互助による支えあいの啓発を行います。 ・社会福祉協議会と連携し、住民主体による生活支援団体の組織化について支援します。 ・地域課題の検討や生活支援コーディネーターの活用により、生活支援サービスの充実を図ります。	高齢者	福祉課(高齢者支援係)	・社会福祉協議会、あしや助けあい支えあいの会と共催で、実際に地域活動に取り組んでいる住民等を講師に迎え、福祉講演会を開催します。 ・広報あしやに毎月、住民による地域福祉活動に関する記事を掲載します。 ・あしたの会の運営や担い手養成に関する支援を、社会福祉協議会とともに進めます。 ・社会福祉協議会に配置している、生活支援コーディネーターを中心に地域の課題・社会資源を把握し、あしたの会など在宅福祉ボランティアの活動支援、サービス強化を行います。	・新型コロナウイルスの影響により、福祉講演会の開催は中止としました。 ・毎月、広報あしやに地域交流サロンや体操教室、あしたの会など住民同士の助けあい活動などの様子を掲載しました。 ・あしたの会の活動について、社会福祉協議会において、新型コロナウイルスの影響下でも、着実に取組を進められました。	△	
	② 高齢者配食サービス事業	調理や買い物に困難な在宅の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、自立した生活が送られるよう食の確保や安否確認のため弁当を配達します。事業は社会福祉協議会へ委託します。	・必要の人にサービスが提供できるよう周知します。 ・配食サービスの担い手であるボランティアの育成やサービスの充実を図ります。	65歳以上の一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、障がい者世帯で、調理が困難、または健康管理上、配食が必要な人。	福祉課(高齢者支援係)	・サービスガイド、ケアマネジャー、事業者等連絡会、民生委員に継続して周知を行います。 ・社協と八朔の会を含めた協議の場を設け、意見交換等を行い、ボランティアの育成を図ります。 ・サービスの充実を図るため、利用者ニーズを把握している地域包括支援センター職員(ケアマネジャー等)や社協との協議を行います。	・年間利用者実人数97人、年間延べ配食数4,262食 ・サービスガイド、ケアマネジャー、事業者等連絡会、民生委員等に継続して周知しました。 ・郡内3町の制限食導入状況等を調べ、制限食導入の検討をするため社協と協議を重ねました。 ・ボランティアで協力を依頼している八朔の会との意見交換を行った結果、高齢退会者に対する記念事業を実施するなど、会員のモチベーション向上を図り、次世代会員の獲得・育成につながるような取り組みを継続しました。	○	
	③ 介護用品給付サービス	在宅の高齢者等でおむつを必要としている要介護認定者に対し、在宅介護を支援する紙おむつなどを給付することにより、高齢者等の生活の質の向上と経済的な負担の軽減を図ります。	・必要の人にサービスが提供できるよう周知します。	おおむね65歳以上の要介護認定者もしくは要支援者であって、在宅で紙おむつを必要とする人。	福祉課(高齢者支援係)	・サービスガイド、ケアマネジャー、事業者等連絡会、民生委員に継続して周知を行い、必要とする人にサービスを提供します。 ・これまでの新規利用申込時に確認してきたサービスを知った情報源を整理し、効果的な事業周知につなげます。	・利用者実人数38人 ・サービスガイド、ケアマネジャー、事業者等連絡会、民生委員等に継続して周知を行い、必要の人にサービスが提供されるよう努めました。 ・新規利用申請の時に聞き取ったサービス利用のきっかけとして、民生員が多数挙げられていたため、上記のとおり民生委員児童委員協議会の定例会の際に、事業周知を行いました。	○	

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度計画	令和2年度取組結果・実績(具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
	(1)在宅生活サービスの推進	④在宅高齢者等軽度生活援助サービス事業	家族の支援が得られない在宅の一人暮らしの高齢者等が、自立した日常生活を送られるようにするため、家周りの手入れ、家屋内の軽微な修繕や整理整頓など家庭内の軽易な作業の援助を行います。事業は社会福祉協議会に委託しています。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。	日常生活の援助が必要な方 おむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる市町村民税非課税世帯の高齢者で、家族等の支援が得られない人。	福祉課(高齢者支援係)	・サービスガイド、ケアマネジャー、事業者等連絡会等でサービスの周知を継続します。 ・近隣市町の事業実施状況を調査し、事業の内容及び方向性の検討を行います。	・利用者実人数0人 ・サービスガイド、事業者等連絡会、ケアマネジャーに周知を図りました。 ・郡内各町の状況を調査・検討しましたが、事業内容の見直しには至りませんでした。	△
⑤在宅高齢者等寝具洗濯サービス事業		在宅の高齢者等に対し、寝具の衛生管理のため洗濯、乾燥、消毒のサービスを行うことにより、清潔で快適な生活の確保と介護者の負担の軽減を図ります。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。	要介護2以上と認定された、おむね65歳以上の高齢者及び身体障がい者で、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な人。	福祉課(高齢者支援係)	・事業を必要とする人に確実に周知できるよう、事業実施に際しては、ケアマネジャー等に対する直接的な周知を行います。 ・近隣市町の事業実施状況を調査し、事業の内容及び方向性の検討を行います。	・居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)及び障がい福祉サービス事業所へ、文書によるサービス利用の勧奨を行いました。 ・利用者1名(障がい) ※前年比-3名	○	

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念 : いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
(1) 在宅生活サービスの推進	⑥ 緊急通報システム事業	虚弱な一人暮らしの高齢者及び重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、在宅の一人暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応します。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。	緊急時における連絡手段の確保が困難な人であって、おおむね65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者、またはこれに準ずるものを抱える高齢者のみの世帯。	福祉課(高齢者支援係)	・事業の利用を必要とする人に、確実に事業が浸透するよう、ケアマネジャーや民生委員を通じた事業周知を行います。 ・業務委託先と緊密な情報交換を行い、利用者の安全安心の確保に努めます。 ・現在保有している機材で対応できない場合に、将来的な機材のリース等による対応を検討します。	・民生委員を通じた事業周知により、新規利用者の利用につながりました。(新規利用者2人※令和2年度末時点利用者数24人) ・業務委託先との情報共有を緊密に行い、利用者の状態(外泊、施設入所など)把握を行いました。 ・機材のリースについて、現在の業務委託先において対応できることを確認し、契約内容にリース機材の使用を可能とする条項を加えています。	○	
	⑦ 救急キット医療情報	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び一人暮らしの身体障がい者またはこれに準ずる人に対し、緊急時等、もしもの時に備えるために「緊急連絡先」や「かかりつけの病院」などの医療情報を記載したカードと専用容器(キット)を配付します。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。 ・医療情報に変更があった場合は、キットの内容を書き換えるよう周知します。	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、一人暮らし身体障がい者またはこれに準ずる人。	福祉課(高齢者支援係)	・サービスガイド、ケアマネジャー、事業者等連絡会、広報誌等を通じて、新規利用の案内とともに、カードの内容の更新の重要性を周知します。	・令和2年度末までの累計配付人数は1,040人(令和2年度新規配付人数22人) ・必要な人に行き渡るよう、サービスガイド、ケアマネジャー、民生委員、事業者等連絡会、広報によって継続して周知しました。	○	
	⑧ 住宅改造助成事業	在宅の要介護高齢者や障がいのある者の世帯に対し、家庭での自立を促進し、介護者の身体的、精神的な負担を軽減することを目的として、高齢者等に配慮した住宅改造にかかる費用の一部を助成します。	・必要な人にサービスが提供できるよう周知します。	町民税非課税の世帯で、介護保険の要介護認定において要支援以上の認定を受けた人及び身体障害者手帳1・2級所持者等の人。	福祉課(高齢者支援係)	・ケアマネジャーやサービスガイドを通じて継続して周知を行います。	・助成1件(高齢者) ・サービスガイド、ケアマネジャー等を通じて周知を行い、必要な人にサービスを提供できるよう努めました。	○	



## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

事業	内容	方向性	対象	所管課 (係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業 評価	今後の課題
(2) 介護保険等サービスの充実	① 居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス(訪問介護、通所介護など)を提供します。また、サービス事業者の質の向上を目指します。</li> <li>・総合事業による居宅サービスを提供します。</li> <li>・医療ニーズの高い要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、24時間対応のサービスの整備を進めます。</li> <li>・在宅医療と介護の連携を強化し、在宅で必要なサービスが提供できるよう取り組みます。</li> </ul>	介護保険対象者及び介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)対象者	福祉課 (高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県介護保険広域連合と連携し、介護保険サービス及び総合事業によるサービスを提供します。</li> <li>・介護サービス事業者等連絡会などを通じて、介護保険の最新情報や町の福祉サービスなどの情報を提供し、町内のサービス事業者の質の向上を図ります。</li> <li>・事業所の施設整備等に関して、国や県と協調して、必要な支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者等連絡会を1回開催し、事業者間の連携を図った。また、地域ケア会議を4回開催し、他職種による専門的視点から自立支援に向けた取組を検討しました。</li> <li>・事業者連絡会、民生・児童委員協議会で在宅福祉サービスに関する情報を提供し、サービスを必要とする人に情報が行き渡るよう周知しました。</li> <li>・新規事業所の施設整備はありませんでした。</li> </ul>	○	
	② 施設サービスの充実 (地域密着型サービス含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス(施設サービス)を提供します。</li> <li>・次期計画策定に向けて、要介護認定者やサービス見込み量を把握していきます。</li> </ul>	介護保険対象者	福祉課 (高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県介護保険広域連合と連携し、適切な介護保険サービスを提供します。</li> <li>・次期計画策定に向けて、要介護認定者数や施設サービスの実績を把握します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な人に対して、介護保険サービス及び総合事業によるサービスを提供しました。</li> <li>・次期高齢者福祉計画策定に向けて、福岡県や福岡県介護保険広域連合と連携し、要介護者数や施設サービスの実績の把握に努めました。</li> </ul>	○	

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
(3) 認知症高齢者等の支援	① 認知症の理解への普及・啓発	認知症の高齢者が地域で暮らしていくには、周囲の理解や支援が必要です。そのため、認知症に関する正しい知識と理解の普及と啓発を進めます。	一般	福祉課(高齢者支援係)	・認知症の正しい理解を普及していくために、認知症サポーター養成講座を実施するにあたっては、幅広い対象が受講されるよう工夫を行います。 ・認知症の普及啓発のために講演会を開催し、知識の普及と理解を深めます。※新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止決定済み。 ・認知症について広報あしややホームページで周知します。	・認知症サポーター養成講座を1回(14人参加)実施しました。 ・認知症に関する広報あしやでの啓発、及びホームページの更新を行いました。 ・認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)を窓口等に設置し、相談支援に活用しました。 ・認知症の普及啓発を図るための講演会を企画していましたが、新型コロナウイルス感染防止対策の為、中止としました。	△	・新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、実施可能な啓発活動を検討していく必要があります。
	② 認知症の予防	認知症の予防として認知機能の低下を防ぐためには、日常生活における運動、口腔機能の向上、栄養障害、社会交流、趣味活動などを活発に行うことが必要です。そのため、広報あしやや出前講座などで認知症予防の啓発や教室等を開催します。	おおむね65歳以上の人	福祉課(高齢者支援係)	・事業内容を見直し、令和2年度から、頭と身体を同時に使う複合運動(コグニサイズ)を取り入れた「認知症予防教室」を実施します。 ・いきいき昼食会は、地区公民館の実施を2か所にし、講話のテーマを「口腔ケア」に変更し、認知症予防に取組みます。※新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止決定済み。 ・老人クラブなど各種団体の会合等で積極的に事業周知を図ります。	・頭と身体を同時に使う複合運動(コグニサイズ)を取り入れた「認知症予防教室」を開催しました。 開催回数:延べ3回、参加人数:延べ31人 ・いきいき昼食会については、新型コロナウイルス感染防止対策の為、中止としました。 ・認知症予防教室を実施する際には、老人クラブ連合会の評議員会等において事業周知を行いました。	△	・新型コロナウイルスの感染対策に注意しながら、実施可能な事業の在り方を検討していく必要があります。
	③ 認知症の早期支援	認知症の人や認知症の疑われる人を、早期に支援へつなぐことが重要です。そのため、認知症地域支援推進員による支援、認知症初期集中支援チームによる対応を、認知症やその家族などに対し包括的・集中的に行います。	認知症地域支援推進員による相談支援を行います。 ・認知症初期集中支援チームにより認知症が疑われる人やその家族などを訪問しアセスメントや家族支援などを包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。	認知症高齢者等とその家族	福祉課(高齢者支援係)	・4人の認知症地域支援推進員を配置し、相談支援の充実を図ります。 ・必要に応じて、認知症初期集中支援チームに委託し、支援を行います。	・認知症地域支援推進員を3名配置し、相談対応を行いました。 ・認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)を窓口等に設置し、相談支援に活用しました。 ・認知症初期集中支援チームについて、手引き等の見直しを行いました。(認知症初期集中支援チーム委託:0件)	○

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
(3) 認知症高齢者等の支援	④ 認知症相談体制の充実	認知症地域支援推進員を中心に、認知症についての様々な相談を受け付け、認知症高齢者やその家族の支援を行います。 また、65歳未満の働き盛りの世代に起こる「若年性認知症」については、福岡県が設置する専門的な相談機関である若年性認知症サポートセンターを周知し、福岡県の支援へつなげていきます。	認知症高齢者等とその家族	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>4人の認知症地域支援推進員を配置し、認知症についての様々な相談支援を行います。</li> <li>認知症あんしんガイド等の資料を用いて、分かりやすい相談支援を行います。</li> <li>若年性認知症サポートセンターを周知するとともに、必要時には、相談者を支援へつなげていきます。</li> <li>地域住民や企業、庁内他部署等から、様子に異変がある人の情報提供がスムーズに受けられるよう調整を図っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症地域支援推進員を3人配置し、地域包括支援センターで認知症についての様々な相談を受け付け、支援を実施しました。(認知症相談支援件数: 延べ22件)</li> <li>県から情報提供があった都度、若年性認知症サポートセンターや若年性認知症交流会についてのお知らせを広報紙・ホームページで周知しました。</li> <li>認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)を窓口等に設置し、相談支援に活用しました。</li> <li>民生委員や庁内他課から相談・情報提供について随時受け付け、保健師による戸別訪問につなげました。</li> </ul>	○	
	⑤ 認知症見守りネットワークの充実	認知症高齢者等が徘徊などにより行方不明になった場合、折尾警察署を中心とした「遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」や、福岡県の情報配信メール「防災メールまもるくん」を活用して、高齢者等の早期発見・早期保護を図ります。	認知症高齢者等とその家族	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークと防災メールまもるくんの普及をサービスガイド、広報、ケアマネジャー、事業所連絡会等で継続して周知を図ります。</li> <li>「見守りネットふくおか」による事業所への見守り協力依頼を継続して行います。</li> <li>はいかい模擬訓練の実施に向けた先進地視察等の調査研究を進め、認知症の人も安心して暮らせる地域ネットワークづくりに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【各種登録者数】</li> <li>遠賀中間地区はいかいSOSネットワーク(以下、「SOSネットワーク」とする。): 36人</li> <li>防災メールまもるくん: 16人</li> <li>認知症高齢者等見守りシール交付事業: 7人</li> <li>SOSネットワーク、防災メールまもるくんの普及のため、サービスガイド、ケアマネジャー、事業者等連絡会、広報、訪問や窓口相談時に継続して周知を行いました。</li> <li>見守りネットふくおかによる事業所への見守り協力依頼を継続して行いました。</li> <li>はいかい高齢者等の早期発見、身元確認のためのツールとして、衣服などにアイロンシールを貼り付ける、認知症高齢者等見守りシール交付事業を令和元年6月から開始しています。</li> </ul>	○	
	⑥ 認知症高齢者支援等とその家族の	認知症などの高齢者を介護している家族が精神的・身体的負担を軽減できるよう相談支援、介護教室の開催、介護に関する必要な情報提供などの支援を行います。 また、認知症を抱える家族の通いの場を支援し、総合的な認知症高齢者等の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護教室などの情報提供を行います。</li> <li>認知症家族介護教室を実施し認知症を抱える家族を支援します。</li> <li>認知症家族の会に対し、交流の場の提供などを支援します。</li> <li>家族からの介護に関する困りごとへの相談・対応を行います。</li> </ul>	認知症高齢者等とその家族	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者の精神的・身体的負担軽減のため、認知症介護者の集いを開催(年4回)し、情報交換と知識の習得の場を提供するとともに、一部を認知症カフェ形式で試行的に開催します。</li> <li>認知症家族の会あしやの活動に対する支援を行います。</li> <li>来所や訪問での家族の困りごとや相談に対応します。</li> <li>認定申請時など様々な機会をとらえて、事業参加への案内を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業名を「認知症介護者の集い」に改め、介護者(家族)の情報交換や座談を中心とし年3回開催しました。(参加者数: 延べ8人)</li> <li>認知症家族の会あしやが開催する学習会について広報に掲載するなどの支援を行いました。</li> <li>家族からの困りごとや相談に対して、訪問等をおこなうなど相談支援を行いました。</li> <li>窓口には各種事業の開催案内文書を配置し、事業周知に努めました。</li> </ul>	○

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
(1) 高齢者の住まいと安心して暮らせる環境整備	① 公共施設などのバリアフリー対策	公共施設や道路について、高齢者や障がい者の人が安心して暮らせるよう「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づいて、手すりの設置や段差の解消などバリアフリー対策を進めます。	・施設整備や道路改修工事に併せ、バリアフリー対策を進めていきます。 ・町営住宅(緑ヶ丘団地)へエレベーター設置を進めていきます。	一般	全庁	・施設の改修や新築に際しては、バリアフリーの観点から必要な配慮を行う。 ◆工事予定 (県事業) ・役場前歩道段差解消工事 (町事業) ・緑ヶ丘町営住宅エレベーター設置工事 ・町民会館改修工事 等	町内で、以下の環境整備が行われました。 (県事業) ・役場前の歩道の段差解消工事(令和3年度に継続。) (町事業) ・緑ヶ丘団地7棟エレベーター設置工事 ・芦屋小学校のプールにスロープ・手すりの設置 ・庁舎の相談室の扉を引き戸に改修 ・国民宿舎外構の段差解消(インターロッキング)	○	
	② 高齢者の交通対策	2017(平成29)年度に策定した「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき、高齢者の交通対策に関する事業を行います。	・高齢者や障がいのある人の交通手段の一つである、芦屋町巡回バスの今後のあり方について検討します。 ・高齢者の利用が多いバス停には、ベンチの設置を計画します。 ・事業者と連携し、高齢者・障がいがある人に対するバス運賃の割引制度内容を検討します。 ・運転免許返納者への公共交通におけるサービス内容を検討します。	60歳以上の人や障がい者及びその介添者	環境住宅課(地域振興・交通係)	・町内移動(タウンバス及び市営バス)100円運賃を実施します。 ・巡回バス路線化を実施します。 ・高齢者運転免許証返納者を支援する取組みを進めます。	・タウンバス及び市営バスの町内移動部分について、100円均一運賃を実施し、町内での移動の利便性向上につなげました。 ・巡回バス3路線化を実施して、高齢者の移動円滑化につなげました。 ・高齢者運転免許証返納者支援制度により、免許を返納した高齢者に対する支援を行いました。	○	
	③ 災害時における支援体制の充実	避難行動要支援者名簿の登録を進め、地域や民生委員で情報を共有し災害に備えるとともに、地域での平常時からの見守りや関係づくりに活用します。 また、災害時などの要支援者への支援体制を構築します。	・避難行動要支援者名簿を地域へ提供することで、地域での関係づくりや個別計画作成への支援を行います。 ・災害などの要支援者への支援を充実させるため、町内の介護事業者との連携を進めていきます。	①75歳以上で一人暮らしの人、又は75歳以上の高齢者だけの世帯 ②介護保険で要介護1～5の認定を受けている人 ③身体障害者手帳保持者(ただし内部障がいはいは1、2級のみ) ④精神障害者手帳1、2級所持者	福祉課(高齢者支援係)	・避難行動要支援者名簿の年次更新を行う。6月 各自治区:30地区 民生・児童委員:25人 遠賀消防署 ・避難行動要支援者名簿情報管理者・取扱者へ対し個人情報保護研修会を行い、個人情報保護対策を講じます。 (新規の情報管理者・取扱者は、町の研修会、継続者は、各自治区で研修会を行う)。 ・災害時における要支援者への受入を行うため、町内の介護事業所等と支援体制の実効性を高めるため、関係機関との協議を継続します。 ・個別避難計画作成を行う自治区に対し、行政として必要な支援を行います。	○令和2年度取組結果 ・避難行動要支援者名簿の年次更新を6月に行い、以下の関係機関に名簿を提供しました。(764人)また、名簿の提供に先立ち、個人情報の取扱いに関する研修を実施し、個人情報の適切な管理に向けた取組みとしました。 各自治区:30地区 民生・児童委員:25人 遠賀消防署 ・災害時に要配慮者を避難させることができる福祉避難所の設置に関して、障がい・介護事業所との協定を継続しました。 ○協定締結先 介護保険施設:3ヶ所 障がい福祉サービス事業所:1ヶ所 ・個別避難計画の策定支援を希望する自治区はありませんでした。	○	

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
(1) 社会参加と生きがいづくり	① 地域活動への加入促進	地域での日常的な見守りなどにより孤立化や閉じこもりを防止し、支えあいの関係を築くためには、町民同士の交流や関係づくりが大切です。そのため自治区や老人クラブなどの活動に参加することを促進していくとともに、生きがいづくりへの支援を行います。	・自治区への加入促進を支援します。 ・老人クラブへの加入促進及び老人クラブの活動が主体的、積極的に進められるよう活動支援を行います。 ・高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア活動への参加を促進します。	高齢者	環境住宅課(地域振興・交通係)	【福祉課 高齢者支援係】 ・老人クラブの組織運営を人的・物的に支援するとともに、新規会員の加入促進に向けて、老人クラブと協議しながら必要な事業の検討を行います。 ・ボランティア団体(あしたの会)に関する広報に協力することで、高齢者が活躍できるボランティアの機会確保に努めます。 ・敬老会の中で、老人クラブの加入促進(活動紹介)を行うことにより、高齢者同士の交流が活発になるよう支援します。  【環境住宅課 地域振興・交通係】 ・自治区加入促進のための手法及び自治区活性化促進会議のあり方について、必要な検討を行います。 ・大学連携活性化事業を活用し、自治区活動の活性化に向けた取組みの検討を行います。	【福祉課 高齢者支援係】 ・老人クラブ連合会の評議員会の際に、会員数増加に向けた意見交換を行いました。(3回) ・老人クラブが活動する際のPRの一環として、のぼり旗30本を作成しました。  【環境住宅課 地域振興・交通係】 ・本人の同意を得たうえで、区長へ転入者の情報提供を行いました。 ・九州女子大学との連携事業において、自治区活性化案の検討を進めました。 ・自治区の独自性のある活動に資するため、自治区活性化事業交付金を支給しました。(継続事業) ・自治区独自のまちづくりを進めるための「まちづくり計画」について、策定を支援しました。 (参考)自治区加入率 55.9% → 54.0%	△	新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、当面の目標として、以前の水準に戻すことを目指す必要があります。
	② 高齢者への敬老事業	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝い、70歳、77歳、88歳及び100歳の人にそれぞれの年齢に応じた敬老祝金を支給します。	・高齢化に伴い対象者が増加することが予想されているため、制度及び内容について検討を行いながら進めます。	年度中(4月2日から翌年4月1日)に満70歳、77歳、88歳を迎える人  年度中(4月2日から翌年4月1日)に100歳を迎えた人 ※毎年9月1日時点で1年以上継続して現在、芦屋町の住民基本台帳に記載されている人	福祉課(高齢者支援係)	・条例等に基づき、敬老祝金支給対象者への支給を行います。  【支給額】 ①70歳 :1万円分芦屋町商工会商品券 ②77歳 :2万円分芦屋町商工会商品券 ③88歳 :3万円分芦屋町商工会商品券 ④100歳 :10万円分芦屋町商工会商品券	○令和2年度取組結果 ①70歳 :238人(実対象者 245人) ②77歳 :182人(実対象者 184人) ③88歳 :100人(実対象者 101人) ④100歳 :6人(実対象者 6人)  ※支給対象者に対する支給率:97.8%	○	
	② 高齢者への敬老事業	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に対し、敬愛の意を表し、高齢者同士の交流を促すことを目的として町主催で敬老会を開催します。近年、参加者が減少しているため敬老会の参加促進に取り組んでいきます。	・敬老会の参加者や欠席者のニーズを把握して検討します。	年度中(4月2日から翌年4月1日)に満70歳以上となる人で、その年の9月1日現在、芦屋町に居住している人	福祉課(高齢者支援係)	・高齢者が楽しめるイベントとなるよう、関係団体と協力しながら敬老会を開催します。※令和2年度中止決定済み  ・近隣自治体の状況等を調査した上、令和3年度イベントを町の130周年記念行事に位置付け、よりよい開催に向けた検討を行います。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、敬老会を中止しました。	△	

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

	事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
(1) 社会参加と生きがいづくり	③ 高齢者への就労の推進	<p>少子高齢化によって高齢者の豊富な経験や能力、技術を活用できる場として、地域の日常生活に密着した仕事を提供する高齢者能力活用事業を社会福祉協議会へ委託して実施します。</p> <p>また、就労に関する情報を提供していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者能力活用事業の周知を進め、登録者が増えるよう取り組みます。</li> <li>・少子高齢化をはじめ、空き家の管理など新たな地域課題を解決するため、就業内容などの検討を行います。</li> <li>・高齢者の就職や社会参加を支援する福岡県70歳現役応援センターの情報を提供します。</li> </ul>	高齢者	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者がその能力を発揮し、地域社会に貢献することができるよう、収入の確保のほか誇りが保たれるよう高齢者能力活用事業の更なる周知と活用を図ります。</li> <li>・県や関係団体等が実施する高齢者への就労の情報については、広報紙やホームページ等で住民への周知を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町のホームページや、広報紙(2/1号)で周知を行い、就業を希望する高齢者に働く場を提供しました。</li> <li>・福岡県でも最低賃金改定が行われましたが、福岡県内の上昇幅が1円だったため、委託先の芦屋町社会福祉協議会から賃金変更の申し入れはありませんでした。</li> </ul> <p>○令和2年度高齢者能力活用事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者数 60人(前年比-5人)</li> <li>・契約金額 47,983,373円(前年比-4,477千円)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町のホームページで、県が設置する70歳現役応援センターを紹介するとともに、センターが開催するセミナーや就職相談会等を、広報紙で随時周知しました。</li> </ul>	○	
	④ 高齢者の憩の場の整備	<p>老人憩の家は、高齢者の教養の向上及びレクリエーションなどの場の提供と心身の健康の増進を目的として町内3ヶ所に設置されています。老人憩の家は、老朽化が著しく高齢者福祉の推進及び交流の場として整備を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人憩の家は、「芦屋町公共施設等総合管理計画」や住民の皆さんのニーズを踏まえたうえで、今後のあり方について検討します。</li> </ul>	60歳以上	福祉課(高齢者支援係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となった利用者アンケートを早期に行い、検討資料の充実を進めます。</li> <li>・基本構想及びアンケート結果を元に、見直しに係る基本計画の策定に着手します。</li> <li>・コストにも配慮しながら、現有施設の適正な管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送で利用者アンケートを実施しましたが、庁内での方針決定には至らず、基本計画策定に着手できませんでした。</li> <li>・老人憩の家の見直しに関しては、町全体に関わる課題として、旧中央病院跡地の利活用等も絡めて、今後、総合的に進めていくこととしました。</li> <li>・新型コロナウイルス対策として、緊急事態宣言中の休館や、男女別利用日の設定などを行い、老人憩の家内での集団感染の防止に努めました。</li> </ul>	△	

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
① 総合相談・支援	高齢者からの相談を幅広く受け付け、心身の状況や生活の実態、必要な支援などを把握し、適切な介護・医療・福祉サービスや必要な機関または制度の利用へつないでいき、自立した生活が行えるよう支援します。	・高齢者などの総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。 ・高齢者に関する福祉や介護・医療など各種相談を受け付け、状況に応じた適切な機関やサービスへつなぎ、在宅での生活が継続できるよう支援します。 ・高齢者の困りごとやニーズを把握するため地域包括支援センター職員が、地域交流サロン事業や各種教室へ向き、高齢者のニーズや困りごとを把握します。	高齢者及び家族等	福祉課(高齢者支援係)	・主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師を配置し、高齢者等の相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。 ・幅広く相談を受け付け、関係機関と連携し、適切な相談窓口やサービスに繋げるよう支援を行う。また、支援が必要な人には、直接向いてフォローを行います。 ・高齢者や障がい者に関する課題解決のため、地域包括支援センター職員サポート法律相談事業において定期的に弁護士にアドバイスを求める等、職員の資質向上を図ります。 ・来庁が難しい人には、職員が訪問し、必要な支援を行います。	○総合相談 170件 ・地域包括支援センターのチラシを高齢者が参加する事業や訪問時に配布して総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図りました。 ・見守り等の継続的な支援を要する人の名簿を作成し、包括内で情報共有を図り対応しました。 ・地域包括支援センター職員サポート法律相談を4回実施し、定期的に弁護士に助言を求め、事例を検討することで職員の資質向上を図りました。 ・関係機関と連携し、適切な相談窓口やサービスに繋げることができた。また、必要に応じて支援を必要とする人の自宅を訪問することで、きめ細かな支援を行うことができました。 ・社会福祉士が地域交流サロンを訪問した際に、虐待等の兆候等について地域の実情の把握に努め、問題が顕在化する前に対応を行いました。	○	
② 権利擁護	地域の住民・民生委員・ケアマネジャーなどの支援だけでは問題が解決できない困難な状況にある高齢者に対し、尊厳のある生活を維持し安心した生活が行えるよう必要な支援を行います。	・芦屋町 成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づいた支援を行います。 ・成年後見制度の周知・啓発を行い、利用を促進します。 ・成年後見制度利用促進法に基づいた取り組みを推進します。 ・消費者被害などの防止のため、啓発を進めます。	高齢者	福祉課(高齢者支援係)	・成年後見制度利用促進計画を策定し、制度の普及周知のためにチラシを配布するなど、制度が住民に浸透するよう努めます。 ・中核機関である北九州成年後見センターの機能や役割等の周知を図るため、医療機関や居宅介護支援事業所向けに研修会、権利擁護に関する講演会(当番町:遠賀町)、無料出張相談(隔月に各町が担当)を行います。 ・消費生活相談担当課である環境住宅課とともに、「詐欺」「偽々電話」などの消費者被害防止に向けた啓発及び相談を行います。	○成年後見相談・支援 7件 ・成年後見制度の普及・周知のため、相談者に適宜、チラシを配布し、必要に応じて関係機関へ繋ぎました。 ・成年後見制度利用促進に向けて遠賀郡内の三町(芦屋町・岡垣町・遠賀町)と協議を行い、北九州成年後見センター(中核機関)の共同設置(委託)し、出張相談や講演会(R2遠賀町)を開催しました。 ・相談内容に応じて、消費生活相談担当課に繋げ、支援を行いました。	○	
③ 高齢者虐待の防止	高齢者の尊厳を脅かす虐待を防止することは、極めて重要です。そのため、虐待防止の啓発、虐待の早期発見、早期対応を進めていきます。また、養護者支援も行います。	・高齢者虐待相談窓口として、地域包括支援センターの周知を行います。 ・虐待の早期発見、早期対応のため、民生委員や介護サービス事業所など関係機関と連携を図ります。	高齢者	福祉課(高齢者支援係)	・虐待の早期発見に繋がるよう、虐待防止に関する啓発を広報紙等で行います。 ・地域包括支援センターの職員が地域交流サロンなどを訪問し、積極的に情報収集を行い、問題を抱えているにも関わらず相談する人がいない人に対し、訪問などを通じてアプローチします。 ・職員の虐待対応能力向上のため、積極的に研修を受講し、資質向上に努めます。	○虐待対応件数 2件 ・広報6/1号で高齢者虐待に関する啓発を行いました。 ・高齢者虐待に関するチラシ等を窓口を設置し、介護サービス事業者等連絡会でも配布しました。 ・虐待が疑われる事例については、民生委員と連携して訪問指導を行うなど、対応終了後にも、支援が必要な人に、地域とのつながりが残る形でアプローチを行いました。 ・県主催の虐待対応研修について、参加対象となる職員がいませんでした。	○	

## 第7期芦屋町高齢者福祉計画【令和2年度】評価シート

理念 高齢者福祉計画理念：いつまでも住み慣れた地域で暮らせる町 あしや

事業	内容	方向性	対象	所管課(係)	令和2年度 計画	令和2年度取組結果・実績 (具体的に記載のこと)	事業評価	今後の課題
④ 包括的・継続的ケアマネジ	多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で暮らし続けるためには、包括的及び継続的に支援をしていくことが必要です。そのため、包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるよう、主任ケアマネジャーを中心に他職種との日頃からの連携、ケアマネジャーへの個別指導や相談支援を行います。	・対象者の自立を目的とした適切なケアプランが提供できるよう、ケアマネジャーの資質向上を進めます。 ・ケアマネジャーの相談支援を行います。 ・介護サービス事業者連絡会への支援を行います。	ケアマネジャー	福祉課(高齢者支援係)	・ケアマネジャーのスキルアップと自立支援を目的とするケアプラン作成のため、ケアマネジャーへの相談支援を行うとともに、他団体等が開催する研修会を案内します。 ・介護サービス等を提供する事業者が連携体制を確立し、介護サービスに関する情報交換やサービスの質の確保を図り、介護保険制度の円滑な実施に寄与することを目的とした芦屋町介護サービス事業者等連絡会の開催を事務局として支援します。	・福岡県介護保険広域連合遠賀支部が開催したケアプラン研修会を支援し、ケアマネジャーのスキルアップを図りました。 ・居宅介護支援事業所に対し、北九州市が開催する研修会の案内等を行いました。 ・芦屋町介護サービス事業者等連絡会を1回開催し事務局として事業者間の連携強化の支援をしました。	○	
⑤ 地域ケア会議	高齢者の地域での生活を支えるため、関係機関の情報共有、相互連携を図る場として地域ケア会議を充実します。 また、困難事例の解消や高齢者の自立支援へ向けたスキルアップなど、介護従事者の資質向上を図ります。	・本人の意思が尊重され、自立支援に向けた地域ケア会議を推進します。 ・個別ケース会議や事例検討会を実施します。	処遇困難ケース等の関係者 介護サービス事業者	福祉課(高齢者支援係)	・地域ケア会議を5回開催し、多職種の専門的視点を交え、自立支援に向けた課題解決を図るとともに地域の共通課題を把握します。 ・職員の資質向上の為、県が開催する研修等に積極的に参加します。	・個別ケース会議(困難事例・自立支援型)を4回開催しました。 ※新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の影響による中止が1回ありました。 ・専門職を助言者として招いて自立支援型の地域ケア会議を実施し、その後フォローアップも行いました。 ・自立支援に向けた個別ケース会議の円滑な実施を図るため、県が開催する研修会に参加し自己研鑽に努めました。	○	
⑥ 在宅医療・介護連携	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。	・遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会へ参画し、在宅医療・介護の連携を進めます。	在宅医療関係者 介護サービス関係者 地域包括支援センター	福祉課(高齢者支援係)	・遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、国が示す(ア)～(ク)※の事業について関係機関と協議し実施します。 ※在宅医療・介護連携推進事業 (ア)地域の医療・介護の資源の把握 (イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 (エ)医療・介護関係者の情報共有の支援 (オ)在宅医療・介護関係者に関する相談支援 (カ)医療・介護関係者の研修 (キ)地域住民への普及啓発 (ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	・遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、国が示す(ア)～(ク)の事業について関係機関と協議し実施しました。 なお、各級会議(部会議、担当課長会議、全体会議)については、新型コロナウイルスの影響により、それぞれ書面による開催となりました。	○	